

神奈川県と取引のある業者の皆様へ（重要なお知らせ）

神奈川県では、不適正な経理処理を根絶させるため、本年3月に再発防止策を決定し、その後、県議会からいただいた提言も踏まえて、防止策の見直しを行いました。

現在、全庁を挙げて取り組んでおりますが、このたび、県職員から業者の皆様にも不適正経理への働きかけがあり、業者通報ホットラインで県に通報をいただいた場合に、速やかに「特別会計事務検査」を実施するための体制を整備しましたので、お知らせします。

また、特別会計事務検査では、業者の皆様に関係書類の閲覧・写しの提供等の調査への協力をお願いすることがあり、このため、県との契約の締結に際し、「県から要請があれば調査に協力する」旨をあらかじめ約定していただくことを検討しております。

このことについては、業者の皆様の理解と協力が不可欠でありますので、県のホームページでアンケートを実施し、ご意見を伺うことにしました。

今後も、全庁一丸となって、不適正経理の再発防止に取り組んでまいります。

平成22年9月

神奈川県

1 特別会計事務検査実施体制について（22年10月1日～）

業者の皆様から通報があった場合には、その都度、会計局指導課長と会計局職員で構成する「特別会計事務検査チーム」を編成し、通報で指摘された県機関に対し、抜き打ちで検査を実施します。

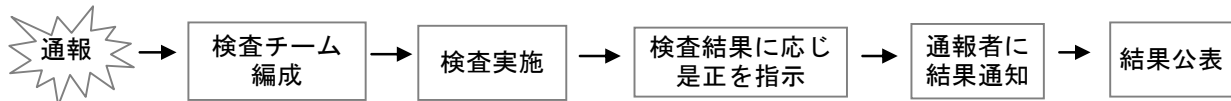
検査の結果、不適正経理の事実が判明した場合には、速やかに是正させます。

検査の結果は、通報者に通知します。（匿名の通報は、除きます。）

特別会計事務検査の結果については、一件毎に、県のホームページで公表します。

（公表にあたり、商号等契約者の秘密に属する事項は、慎重に扱います。）

特別会計事務検査の流れ図



○ 職員の働きかけに対する県への通報専用窓口（業者通報ホットライン、平成22年4月12日設置）

電話 045-681-5015（受付日時は、開庁日の9時から17時15分まで）

電子メールアドレス gyousyatuuhou@pref.kanagawa.jp

※通報できる方：職員から不適正経理への関与を働きかけられた方又はその方が勤務する企業等の役員若しくは従業員。

※通報の対象となる経理処理：神奈川県が締結した又は締結しようとする契約における、預け金、差し替え等の神奈川県が損害を被るおそれのある経理処理。

○ 県に通報することなく不適正経理に関与した業者への指名停止措置等

	県の入札参加資格者名簿登載者	左以外で県と取引のある業者
対象となる県の不適正経理	「預け金」と「差し替え」を原則とします	
措置の内容	指名停止措置	契約排除措置
対象とする関与の時期	平成22年4月1日以降	平成22年6月10日以降

指名停止等の措置は、県職員による不適正経理の未然防止を目的として行うことにしたもので、自ら通報していただいたことにより未然に防止できた場合には、指名停止措置等を行いません。

関与してしまう前に、是非通報をお願いします。

2 県との契約の締結にあたり調査への協力を約定していただくことについて

【現在、実施を検討している内容】

県が締結する契約のうち、物品購入、物品借入れ(リース)及び一般業務委託である契約については、契約書を交わす場合には、契約書中に次の条文(素案、甲が県)を加えます。また、契約書を交わさない場合には、あらかじめ文書で同様の趣旨を通知します。

第 条 甲が、この契約に係る甲の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、甲は、乙に対し、乙における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する県の会計年度から6会計年度の間は同様とする。

実施する場合には、改めてお知らせします。

【アンケートの実施について】

このことについては、次のURLで一般県民の方々を含め、アンケートを実施しています。

アンケート実施期間は、平成22年9月29日(水)から10月22日(金)までです。

<https://enquete.pref.kanagawa.jp/wrj/open/>

(県のHP → 広報・公聴 → e-かなネットアンケート から入れます。)

【県との取引に関するミニ知識2】

契約を締結する際の県（発注者）側の制約について

県は事業を執行するうえで様々な契約を締結しますが、物品購入や業務委託のような民間企業と締結する契約は、県が発注者であっても、民間企業同士の契約と同様「契約の自由」を原則とする私法上の契約であります。

しかしながら、契約の一方の当事者である県は、県民の皆様からお預かりした税金を財源に事業を実施しますので、契約の締結には地方自治法等関係法令に基づく、契約の公正を期すための各種制約があります。

1 契約の締結には、「節」予算が必要です。

議会の議決をいただいた本県の予算は、款、項、目、事業名、節という5段階で統制されていますが、契約を締結するには、少なくとも契約の内容に対応した「節」予算がなくてはなりません。

例えば、物品購入契約を締結するためには、「需用費」又は「備品購入費」という節予算が、業務委託契約を締結する場合には、「委託料」又は「役務費」という節予算が、それぞれ必要です。

契約金の支払財源である県保有の公金が「節」によって色分けされているようなもので、契約の内容と当該契約に係る代金を支払った際の「節」とが一致していない場合は、支払額として正しくとも、県側の処理としては誤りになります。

(契約を締結する際の制約については、次回も掲載します。)

問い合わせ先（会計局は共通）

- 特別会計事務検査及び業者通報制度に関すること
- 指名停止措置等に関すること
- 業者調査への協力の約定に関すること
- 県との取引に関するミニ知識に関すること

- | | | |
|-----|------------|--------------|
| 指導課 | 検査第一グループ | 045-210-6742 |
| 調達課 | 資格審査グループ | 045-210-6721 |
| 指導課 | 財務指導第二グループ | 045-210-6738 |
| | 同上 | |